

琉球大学学術リポジトリ

矢内原 研究ノート（委任統治関係）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2018-04-16 キーワード (Ja): 矢内原忠雄 キーワード (En): Yanaihara Tadao 作成者: 矢内原, 忠雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/38346

矢内原忠雄文庫

史料名	矢内原 研究ノート(委任統治関係)
封筒番号	455
原文所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成 17 年 11 月 21 日
撮影者	富士写真フイルム 株式会社
備考	

矢内原忠雄文庫

封筒番号：455

史料名	矢内原 研究ノート(委任統治関係)
資料形態	ノート/バラ
枚数	2
頁数	4
縦 (cm)	
横 (cm)	
厚さ (cm)	
書誌的事項	植民 今泉分類記号：Y

立国際聯盟規約

A式委任地域... 主権は該地域の部族に属すこと認めらる P.322
(B.A.C.A. 参照)

B式委任地域... 聯盟規約上は 明文を以てし、委任条項中に於て
委任国が委任地内において行政立法の全権を有し、
自国領土の構成部と同一の用法の下に施政を行ふべき
こと認めらる。 P.329

A式... 「委任地と部族の居住地
が同一の部族に属す」と認めらる。 P.329
「委任地と部族の居住地が同一の部族に属す」と認めらる。 P.329

「施政の委任は、主権同盟及所屬の Versailles 条約
第119条に基き、委任地に付し、現行地
は主権上認めらる。 P.348

即ち委任地域に於て共同領有権を若くは認めらる。 P.349

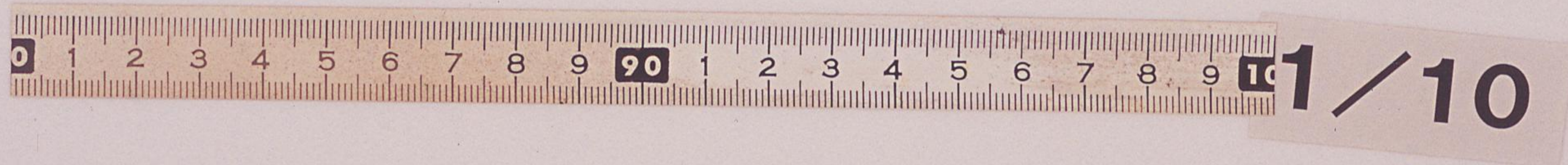
主権同盟及所屬は 共同領土権を有す。
委任地は 施政の委任を受け、同内政上の人格権を
主権を行使するものとす。 (P. 349-350)

聯盟は 委任地の行政上の法人格を有す。 (P.352) 352)

委任地域の施政権は、聯盟の監督の下に行使するものとす。
又、委任地の主権を認めらる。 P.355

「委任地は、主権同盟及所屬の協定に基き、聯盟規約及
委任条項に依り、主権を行使するものとす。 P.355

他の何れの人格も認めらる。 P.355



照崎幸吉氏基督教講演會

日 時 五月二十五日(水)午後七時

會 場 日比谷公園内市政講堂(市政會館地下室)
市電内幸町下車

演 題 「教會の本質」

聽講料 二十錢

今回關西傳道界の重鎮照崎君を迎へて同君の深くして解し易き穩健にして強く且つ戰闘的なる聖書講演を聞き得ることは東京人に取り大なる喜びでなければならぬ。眞の基督教聖書そのまゝの基督教を學ばんと欲する者は來れ。好機必ずしも再び來らず。

主催者

矢	内	原	忠	雄
金	澤	常	雄	
三	谷	隆	正	
塚	本	虎	二	
畔	上	賢	造	

A

内政—統治地能に定むるに
制限下に委任國は立法と
行政の権限を有す。
本國の立法と行政の権限
に對し行政する。
本國と委任の行政と權限
mandateの制に示し。

外交—委任が處理す
他は使領地以外の外交關係の

政治の原則

- (1) 委任の期限—委任條約の條約
に於て委任の期限を定むる
は國際法上委任の條約に於て
認めずるを得。
此期限は委任の目的以外に使用
するを得ず。
- (2) 委任の自決—委任條約の條約
に於て委任の自決を認めずる
を得ず。
- (3) 委任の平等行使—委任、領海、
交通、通商等一切に自國の國民と
他の委任地の國民の間に差別を
設けるを得ず。
- (4) 地方の自治の促進
- (5) 少數者の保護

B

内政—委任條約の期限の
下に立法行政の権限を
有し、委任地の立法行政の
の委任の條約に對し
に行政す。

比較の表し

外交—委任地の外交關係の
並に及ぶ。(條約 P. 171)
委任地以外の外交關係の

内政

外交—P. 171

委任地と國際法上

委任地

委任地は A 式委任地は統治地、
B 式、C 式は聯盟に有る。委任地は聯盟に
責任に基き、單に委任の條約に存在し得ず。

P. 167-8
167-8
ト何れも地塊に因

(2) 委任地の地塊と各種委任地、普通に委任地

拜啓

南洋群島に付き植民政策の學術上調査に従事
致し居り拓務省の御助力も得居り候へ共尚材料
不足の爲め困難仕り候に付御手教にて恩縮に存し候
へ共別紙質問書に對し貴支廳御管内の事情及御意
見能ふ限り至急御回報御指教成し下され候はゞ幸甚
に存し候

先は右市体頼造

敬具

昭和七年八月一日

東京帝國大學經濟學部

研究室

教授 大内原 忠雄

大内原